

平成25年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成25年度9月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育総務課 教育環境課 特別支援教育課 文化財課	1 2 3~5 6~8 9
	2 歳入歳出事項別明細書		10~12
	3 節の明細		13
	4 継続費に関する調書		14
	5 債務負担行為に関する調書		15

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正)	家庭・地域教育課	16~17
第17号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	教育環境課	18
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立生涯学習センター)について	家庭・地域教育課	19~22
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール)について	スポーツ健康教育課	23~27
第20号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営ライフル射撃場)について	スポーツ健康教育課	28~32
第21号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立武道館)について	スポーツ健康教育課	33~36
第22号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉体育文化会館)について	スポーツ健康教育課	37~41
第23号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子産業体育館)について	スポーツ健康教育課	42~46

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第7号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 文化財課 博物館	47

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他 一 般 財 源	
(一般会計)								
教育総務課	55,504,103	1,523	55,505,626			<250>	1,523	
教育環境課	5,771,891	114,443	5,886,334	15,443		5,000	68,000	26,000
特別支援教育課	623,036	16,688	639,724				728	15,960
文化財課	3,495,509	6,020	3,501,529					6,020
合計	69,871,000	138,674	70,009,674	15,443		<250> 5,000	68,728	49,503
県費負担額 49,753								
(一般関係)								
教育総務課	教育委員会運営費							
教育環境課	県立学校耐震化推進事業費(県立鳥取西高等学校整備事業費) 県立学校耐震化推進事業費(県立米子東高等学校改築整備事業費) (新)県立米子西高等学校第二体育館災害復旧事業 県立学校裁量予算事業(高等学校運営費)							
特別支援教育課	(新)西部病弱高等部整備事業費 (新)手話で学ぶ教育環境整備事業							
文化財課	文化財助成費							

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育総務課（内線：7505）

2目 事務局費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育委員会運営費	51,595	1,523	53,118				1,523	
トータルコスト	128,652	1,523	130,175	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	9.7人	0.0人	9.7人	衛星携帯電話の調達				
工程表の政策目標(指標)	教育問題等への迅速かつ的確な対応							

事業内容の説明

1 事業の概要

県立学校における災害発生時の通信手段を補完するために配備している衛星携帯電話の更新を行う。

<背景・必要性>

平成19年10月に配備した衛星携帯電話に対応したサービスが平成26年3月をもって終了することから、次世代サービスに対応した機器へ年度内に更新する必要性が生じている。

併せて、日野高校黒坂校舎など、災害発生時の通信手段が未補完の施設に衛星携帯電話の配備を行う。

2 主な事業内容

<整備金額>

1,523千円（1台当たりの導入経費217千円、1台当たりの運用経費62千円/年）

<整備内訳>

区分	学校名等	台数	備 考
更新	岩美高校	1台	現行サービスが平成26年3月で終了するため
	智頭農林高校	1台	
	日野高校（根雨校舎）	1台	
	教育委員会事務局	1台	
新規	日野高校（黒坂校舎）	1台	生徒が農業実習を行う黒坂校舎（旧日野産業高校）は、根雨校舎から離れた場所にあるため
	鳥取聾学校（本校）	1台	鳥取盲学校と通信手段を共用しているが、災害発生時の円滑な情報収集・伝達に支障があるため
	鳥取聾学校（ひまわり分校）	1台	皆生養護学校と通信手段を共用しているが、災害発生時の円滑な情報収集・伝達に支障があるため
合 計		7台	

※上記以外の県立学校には、通信手段としてMCA無線機を整備済

<整備スケジュール>

H25					
10	11	12	1	2	3
情報伝達訓練 ★					

（凡例） ●→● 入札期間 ●→● 納入期間

3 これまでの取組状況、改善点

大規模災害発生時における代替通信手段の整備については、平成19年度に行った。

（県立学校27校にMCA無線機、3校に衛星携帯電話を整備）

緊急時の情報伝達が円滑に行えるよう、毎年度情報伝達訓練を行い、機器操作に慣れるようにしている。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

6目 教育財産管理費

教育環境課 (内線: 7507)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
県立学校耐震化推進事業費(県立鳥取西高等学校整備事業費)	122,747	75,235	197,982			68,000	7,235	
トータルコスト	132,281	75,235	207,516	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	工事内容の調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	鳥取西高校の整備							

事業内容の説明

【「地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

旧鳥取市武道館弓道場跡部分に車両の通行が可能な通路(南通路)を整備し、耐震改修等工事完了後の車両等の進入路を確保する。

また、耐震改修等の工事を行うに当たり、周辺所在の建物等への工損損害補償の事前調査を実施する。

2 主な事業内容

(1) 南通路の整備

鳥取市が行う鳥取城大手登城路復元整備により、正面通路の車両の通行ができなくなるため、その代替として南通路を整備する。

(2) 工損事前調査

工事区域周辺に所在する建物に対して工損事前調査を行う。(対象件数: 38件)

<事業費>

(単位: 千円)

区分	25年度	26年度	合計
工損事前調査委託費	7,235	0	7,235
南通路整備費(※)	68,000	102,000	170,000
合計	75,235	102,000	177,235

※南通路整備事業は、平成25年度から平成26年度継続事業

【参考】鳥取西高校の整備スケジュール(予定)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
10:12:2	6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2
	弓道場解体					
	テニスコート整備					
測量設計・土質調査		南通路整備				
校舎実施設計		仮設校舎・第3校舎改修他				
			芸術棟・EV棟新築、第1、2校舎・体育館耐震改修他			
					部室・駐輪場新築、外構整備他	
					第1グラウンド整備	
		発掘調査	発掘調査			
		工事監理・設計意図伝達				
	家屋事前調査					家屋事後調査

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7507)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校耐震化推進事業費(県立米子東高等学校改築整備事業費)	89,634	5,460	95,094				5,460	
トータルコスト	93,606	5,460	99,066	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	調査実施、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	全県立学校施設の耐震化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

校舎改築工事を行うに当たり、周辺所在の建物等への工損損害補償の事前調査を実施する。

2 主な事業内容

工事区域周辺に所在する建物に対して工損事前調査を行う。(対象件数: 90件)

<事業費>

(単位: 千円)

区分	25年度	26年度	合計
工損事前調査委託費	5,460	12,740	18,200

※平成25年度から平成26年度継続事業

【参考】米子東高校の整備スケジュール(予定)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10:12:2	4:6:8:10
基本計画							
	プロポーザル	基本・実施設計					
	業者決定	地質調査					
			仮設校舎建設			仮設校舎解体	
			教室棟新築				
			西校舎耐震改修				
			北校舎改修	図書館棟改修			
				既存教室棟、管理棟他解体			
					管理棟新築		
						渡り廊下・外構	
				備品等搬入		備品等搬入	
			工事監理・設計意図伝達				
		家屋事前調査					家屋事後調査

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7946)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立米子西 高等学校第二体 育館災害復旧事 業	0	24,933	24,933	11,036	<250> 5,000		8,897	県費負担額 9,147
トータルコスト	0	24,933	24,933	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	工事内容の調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 平成25年7月15日に発生した集中豪雨により被害を受けた第二体育館の床の復旧及び軒樋の改修工事を行う。								
2 主な事業内容 (1) アリーナ及び柔剣道場 床の合板及びフローリング材の一部貼り替え (2) 東側軒樋 一時的な増水時に排水できるように改修								
(単位: 千円)								
項目		事業費						
委託料(実施設計)		1,978						
工事請負費		22,955						
合計		24,933						

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7507)

4目 教育連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校裁量予算事 業(高等学校運営費)	786,759	8,815	795,574	4,407			4,408	
トータルコスト	1,083,865	8,815	1,092,680	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	37.4人	0.0人	37.4人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県立高等学校における理科教育を推進するため、国の平成24年度補正予算(緊急経済対策)、平成25年度当初予算を活用して、実験用機器等の追加整備を行う。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
項目	当初予算額	6月補正	今回補正額	合計				
備品購入費 (理科設備)	10,000	8,197	8,815	27,012				

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
05項 特殊学校費
2目 特別支援学校費

特別支援教育課（内線：7574）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 西部病弱高等部整備事業費	0	15,778	15,778				15,778	
トータルコスト	0	15,778	15,778	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託・工事内容の調整等				
工程表の政策目標(指標)	自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

西部地区における病弱児の教育環境を充実するため、平成26年4月に皆生養護学校に病弱高等部を設置するために必要な教室棟増築に係る設計及び現校舎の改修等を行う。

<高等部の設置内容>

- 設置場所：県立皆生養護学校
- 設置年度：平成26年4月1日（1学年から年次的に受入）
- 学級定員：肢体不自由の生徒と併せて1学級8人（鳥取養護学校と同様）
- 学級数：当面1学年1～2学級を想定（1学年5～12人程度）
- 必要施設：当面必要となる3教室の教室棟を、平成27年4月を目途に整備（平成26年度は1学年のみであり、既存の教室を融通して対応）
- 医療連携：新たに必要となる精神科の学校医を配置（関係機関と調整中）

2 主な事業内容

<事業費 平成25年度から平成26年度の継続事業> (単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	計
実施設計委託費	1,512	3,526	5,038
地質調査委託費	5,208		5,208
トイレ改修工事(1期)	4,774		4,774
工損事前調査委託費	4,284		4,284
計	15,778	3,526	19,304

【参考：全体スケジュール】

項目	金額(千円)※	平成25年度					平成26年度					平成27年度			
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7~10	11~2	3	4~7	8
地質調査	5,208														
実施設計	5,038														
本体工事	83,789														
工事監理	3,016														
家屋事前調査	4,284														
家屋事後調査	6,111														
トイレ改修(1期)	4,774														
トイレ改修(2期)	13,383														
計	125,603														

※本体工事費については、実施設計等の結果変更となる場合あり

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 「西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る検討会」（座長：三木鳥取大学准教授）で検討（平成24年10月から3月まで5回開催）を行い、「西部地区病弱特別支援学校高等部を速やかに設置すべき」と最終報告がなされた。
- (2) 西部地区の病弱児童生徒は、現在米子市立米子養護学校に18名、町村に5名在籍している。これまでは中学部等卒業後、ほとんどの生徒が高等学校等へ進学しているが、心身症等の生徒が高等学校に通うことの難しさ等から高等部の設置が望まれていた。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

05項 特殊学校費

2目 特別支援学校費

特別支援教育課 (内線: 7574)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 手話で学ぶ教育環境整備事業	0	910	910			728	182	
トータルコスト	0	910	910	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	手話講座の開催、手話教育推進検討委員会の設置等				
工程表の政策目標(指標)	自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

「鳥取県手話言語条例」の制定に合わせ、鳥取聾学校をはじめろう児が通学する学校(以下「鳥取聾学校等」という。)におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催や手話通訳者の派遣などを充実させるとともに、学校教育において手話への理解を深めるため、学習教材等を作成するなど教育面における手話に関する環境整備を行う。

2 主な事業内容

(1) ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位: 千円)

項目	予算額	内容
手話講座の開催	84	鳥取聾学校等で月1回教職員向けの講座を開催し、広くろう児に関わる教職員が、手話で授業ができるよう手話技術の向上を図る。
手話講座等への参加経費の助成	290	広くろう児に関わる教職員の手話奉仕員等養成講座への参加の促進を図るため、参加経費を助成し、手話技術の向上を図る。
手話通訳者の派遣	190	校内研修会、PTA会議、職員会議等に手話通訳者を派遣し、ろうの保護者等を支援するとともに、手話技術の向上を図る。
テレビ会議システムの設置	146	鳥取聾学校、ひまわり分校、特別支援教育課に設置し、画像を通じた教職員間の手話に関する情報共有を図るとともに、手話の個別指導等にも活用する。
合計	710	

(2) すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位: 千円)

項目	予算額	内容
手話教育推進検討委員会の設置	40	県内の学校において、総合教科等の学習に関連づけて手話が学べるような学習教材等を作成する検討委員会を設置し、教材活用の普及を図る。
聾学校幼児児童生徒との交流学习	100	現在鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校とし、課題を整理し、今後の交流の拡大に繋げる。
鳥取聾学校等教職員による出前講座の開催	60	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体へ今後30回程度出前講座を開催し、手話を広げるとともに、地域における理解を深める。
合計	200	

3 これまでの取組状況、改善点

- 鳥取聾学校では、全教職員が手話による授業が実施できるよう、毎年、教職員向けの手話講座を開催し、手話の知識・技術の向上を図ってきたが、手話通訳ができるレベルの教職員は全体の約2割であるため、手話を学び広げていく拠点校として手話技術の向上を図る必要がある。
- 現在、鳥取聾学校本校では小学校、中学校、高等学校各1校、ひまわり分校では小学校1校と交流学习を実施し、手話に関する理解を深めている。

手話言語条例案関係の9月補正予算(総額22,111千円)

① 手話言語条例案普及啓発

- ・ 手話シンポジウム、DVD作成、広報関係経費 など

② 手話に関する環境整備

- ・ ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業
- ・ 県民向け手話ミニ講座、手話サークルへの助成
- ・ 行政等の窓口職員向け手話講座 など

③ 教育面における手話に関する環境整備

- ・ ろう学校教職員等の手話研修会への参加
- ・ ろう学校児童等と他校との交流学习、指導手引き書等検討経費 など

④ 事業者への支援

- ・ 手話学習会等への助成

⑤ 手話を用いた情報発信

- ・ 知事記者会見インターネット中継での手話通訳者配置

※1 日本財団から8割程度の助成が受けられる見込み

※2 来年度当初予算にも必要な予算案を計上予定

手話言語条例で鳥取県はこうなります

地域で

- ◎ 手話を学べる機会を増やします！
 - ・ 県民向け手話ミニ講座
 - ・ 手話サークルの活動支援
- ◎ ろう者が手話を使いやすい環境を整えます！
 - ・ 手話通訳者の養成・確保
 - ・ ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業の実施

学校で

- ◎ ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進めます！
 - ・ ろう学校等教職員の手話技術の向上
 - ・ ろう教員の意思疎通支援
- ◎ すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります！
 - ・ ろう学校職員の出前講座・交流学习
 - ・ 手話に関する学習教材の作成

県・市町村で

- ◎ 手話による情報発信を進めます！
 - ・ 知事記者会見での手話通訳者配置
- ◎ 職員が手話を学習する取組を進めます！
 - ・ 窓口職員向けの手話講座の開催
- ◎ 必要な財政支援を行います！

事業者で

- ◎ ろう者が働きやすい職場環境を整えます！
 - ・ 事業者の手話学習会支援、検定料助成
- ◎ ろう者が利用しやすいサービスを提供します！
 - ・ あいサポート運動を推進します

平成25年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

2目 文化財保護費

文化財課 (内線: 7937)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文化財助成費	108,602	6,020	108,602				6,020	
トータルコスト	118,929	6,020	124,949	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.0人	1.3人	補助金事務、事業者等との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の概要

鳥取県指定文化財を犯罪や災害から守るため、県補助率の嵩上げを行い、所有者の負担を軽減することにより、緊急に防災・防犯設備の充実を図る。

今回、追加で3件要望があったことに伴い、増額補正をするものである。

2 事業の内容

(1) 事業期間 2年間(平成24年度～25年度)

(2) 補助率 70%(従来は50%)

・県費通常補助の場合(事業費の50%)

県 50%	所有者 25%	市町村 25%
-------	---------	---------

・嵩上げ補助率(事業費の70%)

県 70%	所有者 5%	市町村 25%
-------	--------	---------

(3) 対象事業

(単位: 千円)

事業名	所在地	事業費	補助額(補正予算額)		備考
			補助率	金額 (単位: 千円)	
県保護文化財奥田家住宅防災施設事業	鳥取市	6,000	7/10	4,200	自動火災報知器等防災設備設置
県保護文化財木造薬師如来坐像緊急防災防犯設備設置事業	鳥取市	1,600	7/10	1,120	県指定保護文化財が安置されているお堂に対し、防犯カメラやセンサー及び自動火災報知器等の防災防犯設備設置
県保護文化財木造恵比寿像・大黒天像緊急防災防犯設備設置事業	湯梨浜町	1,000	7/10	1,000	県指定保護文化財が安置されているお堂に対し、防犯カメラや防犯扉の設置
合計	3件	8,600		6,020	

3 これまでの取組、改善点

○防災・防犯設備の充実喫緊の課題であり、所有者の負担軽減により進捗を図るため、平成24、25年度の2年間に限定して、県補助率の嵩上げを行っている。

○県指定保護文化財の防災・防犯対策の状況

(平成25年度9月補正後)

区分	対策が必要なもの	(うち対策済み)	(うち未対応)
建造物	20件	20件	0件
美術工芸品・有形民俗文化財	26件	9件	17件

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	10款 教育費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費			2目 事務局費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,868,024	6	1,868,030	241,685		241,685	55,495		55,495	
2 給 料	26,966,878		26,966,878	462,200		462,200	462,200		462,200	
3 職 員 手 当 等	17,352,285		17,352,285	403,136		403,136	403,136		403,136	
4 共 済 費	9,487,710		9,487,710	193,896		193,896	169,058		169,058	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	109,743		109,743	109,743		109,743				
7 貸 金	35,058		35,058	5,588		5,588	5,484		5,484	
8 報 償 費	159,471	72	159,543	93,369		93,369	1,263		1,263	
9 旅 費	616,127	386	616,513	307,939		307,939	22,564		22,564	
費用 弁 償	22,858	10	22,868	14,009		14,009	2,505		2,505	
普 通 旅 費	511,152	364	511,516	239,595		239,595	18,999		18,999	
特 別 旅 費	82,117	12	82,129	54,335		54,335	1,060		1,060	
10 交 際 費	360		360	360		360				
11 備 用 費	1,308,441	13	1,308,454	821,605		821,605	32,773		32,773	
12 役 務 費	265,348	190	265,538	146,647		146,647	38,326		38,326	
13 委 託 料	4,507,015	25,677	4,532,692	775,894	14,673	790,567	90,775		90,775	
14 使用料及び賃借料	1,087,853	100	1,087,953	846,748		846,748	696,130		696,130	
15 工 事 請 負 費	4,132,199	95,729	4,227,928	2,931,587	90,955	3,022,542				
16 原 材 料 費	6,624		6,624							
17 公 有 財 産 購 入 費	4,640		4,640	2,540		2,540				
18 備 品 購 入 費	380,945	10,471	391,416	127,756	10,338	138,094	500	1,523	2,023	
19 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	822,456	6,030	828,486	219,254		219,254	5		5	
20 扶 助 費	119,153		119,153	119,003		119,003				
21 貸 付 金	1,344		1,344	1,344		1,344				
22 補 償 及 び 賠 償 補 填 金	58		58							
23 債 還 金 及 び 利 子 割 引 料	77,206		77,206	77,206		77,206				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	31,930		31,930	30,575		30,575	30,000		30,000	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	641		641	512		512				
28 繰 出 金	529,491		529,491	529,491		529,491				
予 備 費										
計	69,871,000	138,674	70,009,674	8,448,078	115,966	8,564,044	2,007,709	1,523	2,009,232	
財 源										
国 庫 支 出 金	10,334,483	15,443	10,349,926	200,713	15,443	216,156	1,550		1,550	
地 方 債	1,861,000	5,000	1,866,000	1,488,000	5,000	1,493,000				
内 所 の 他	4,037,025	68,728	4,105,753	773,879	68,000	841,879	30,792		30,792	
一 般 財 源	53,638,492	49,503	53,687,995	5,985,486	27,523	6,013,009	1,975,367	1,523	1,976,890	

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目							5項 特殊学校費		
	4目 教育連絡調整費			6目 教育財産管理費			補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	21,145		21,145	7,796		7,796	165,210	6	165,216
2 給 料							2,934,073		2,934,073
3 職 員 手 当 等							1,635,533		1,635,533
4 共 済 費	2,217		2,217	1,221		1,221	1,025,766		1,025,766
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金	9		9				4,948		4,948
8 報 償 費	37,777		37,777				7,119	72	7,191
9 旅 費	176,653		176,653	4,600		4,600	35,722	386	36,108
費用弁償	1,892		1,892	300		300	283	10	293
普通旅費	162,495		162,495	4,300		4,300	33,515	364	33,879
特別旅費	12,266		12,266				1,924	12	1,936
10 交 際 費									
11 需 用 費	626,699		626,699	124,861		124,861	169,472	13	169,485
12 役 務 費	65,983		65,983	7,130		7,130	13,563	190	13,753
13 委 託 料	49,709		49,709	419,625	14,673	434,298	59,557	11,004	70,561
14 使用料及び賃借料	77,070		77,070	12,487		12,487	11,467	100	11,567
15 工 事 請 負 費				2,931,587	90,955	3,022,542	195,054	4,774	199,828
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費				2,540		2,540			
18 備 品 購 入 費	98,676	8,815	107,491	20,146		20,146	45,095	133	45,228
19 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	99,070		99,070	3,574		3,574		10	10
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補 償 及 び 賠 償 金									
23 償 還 金 及 利 子 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費				450		450			
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,255,008	8,815	1,263,823	3,536,017	105,628	3,641,645	6,302,579	16,688	6,319,267
財 国 庫 支 出 金	35,594	4,407	40,001	85,102	11,036	96,138	753,963		753,963
源 地 方 債				1,488,000	5,000	1,493,000	143,000		143,000
内 そ の 他	18,797		18,797	631,047	68,000	699,047	4,258	728	4,986
訳 一 般 財 源	1,200,617	4,408	1,205,025	1,331,868	21,592	1,353,460	5,401,358	15,960	5,417,318

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	6項 社会教育費								
	2目 特別支援学校費			2目 文化財保護費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	165,210	6	165,216	456,953		456,953	63,720		63,720
2 給 料	2,934,073		2,934,073	531,337		531,337			
3 職 員 手 当 等	1,635,533		1,635,533	287,824		287,824			
4 共 済 費	1,025,766		1,025,766	217,278		217,278	7,097		7,097
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金	4,948		4,948	4,488		4,488	540		540
8 報 償 費	1,653	72	1,725	35,183		35,183	6,665		6,665
9 旅 費	879	386	1,265	46,775		46,775	13,482		13,482
費用弁償	231	10	241	4,084		4,084	1,748		1,748
普通旅費		364	364	22,785		22,785	5,989		5,989
特別旅費	648	12	660	19,906		19,906	5,746		5,746
10 交 際 費									
11 需 用 費	8,059	13	8,072	217,316		217,316	31,451		31,451
12 役 務 費		190	190	64,808		64,808	7,566		7,566
13 委 託 料	12,044	11,004	23,048	2,930,620		2,930,620	73,530		73,530
14 使用料及び賃借料		100	100	171,435		171,435	9,605		9,605
15 工 事 請 負 費	195,054	4,774	199,828	654,189		654,189	32,462		32,462
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費				2,100		2,100			
18 備 品 購 入 費	26,585	133	26,718	113,610		113,610	1,395		1,395
19 負 担 金 , 補 助 金 及 び 交 付 金		10	10	227,896	6,020	233,916	155,748	6,020	161,768
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補 償 及 び 賠 償 補 填 金				58		58	13		13
23 償 還 金 , 利 子 及 び 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金				1,355		1,355			
26 寄 付 金									
27 公 課 費				103		103	7		7
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	6,009,804	16,688	6,026,492	5,963,328	6,020	5,969,348	403,281	6,020	409,301
財 国 庫 支 出 金	752,668		752,668	89,076		89,076	50,700		50,700
源 地 方 債	143,000		143,000	170,000		170,000			
内 そ の 他	1,596	728	2,324	3,101,107		3,101,107	4,216		4,216
訳 一 般 財 源	5,112,540	15,960	5,128,500	2,603,145	6,020	2,609,165	348,365	6,020	354,385

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
10款 教育費		
5項 特殊学校費		
2目 特別支援学校費		
報酬	手話教育推進検討委員会委員	1人
負担金補助 及び交付金	手話講座等参加負担金	10
6項 社会教育費		
2目 文化財保護費		
負担金補助 及び交付金	文化財保存・保護事業費補助金	6,020

見込及び当該年度以降の支出額、前年度末までの支出額又は支出額等に関する調査

追加

款	項	事業名	全体計画										継続費の総額に対する進捗率			
			年度	年割額	左の財源内訳					前年度末までの支出額	当該年度末までの支出額	当該年度末までの支出額		翌年度以降支出予定額	千円	
					国库支出金	特定財源	一般財源		千円							千円
				地方債	その他								%			
10教育費	1教育総務費	鳥取西高等学校整備事業費	25	68,000			68,000					68,000				40.0
			26	102,000			102,000						102,000			60.0
			計	170,000			170,000					68,000		102,000		100.0
	5特殊学校費	米子東高等学校改築整備事業費	25	5,460				5,460				5,460				30.0
			26	12,740				12,740						12,740		70.0
			計	18,200				18,200				5,460		12,740		100.0
		西部薄弱高等部整備事業費	25	1,512				1,512				1,512				30.0
			26	3,526				3,526						3,526		70.0
			計	5,038			5,038				1,512		3,526		100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成25年度 県立学校機械整備業務 委託	26,295			平成26年度から 平成30年度まで	26,285				26,295

条 例 名 等	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正)							
提 案 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p> <p>[参考] 社会教育法 (昭和24年法律第207号) (抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (社会教育委員の設置) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。 </td> <td> (社会教育委員の構成) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>教育委員会が委嘱する。 </td> </tr> <tr> <td> (社会教育委員の委嘱の基準等) 第18条 <u>社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u> この場合において、<u>社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u> </td> <td> (社会教育委員の定数等) 第18条 <u>社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後	改 正 前	(社会教育委員の設置) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。	(社会教育委員の構成) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u> 教育委員会が委嘱する。	(社会教育委員の委嘱の基準等) 第18条 <u>社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u> この場合において、 <u>社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u>	(社会教育委員の定数等) 第18条 <u>社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u>
改 正 後	改 正 前							
(社会教育委員の設置) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。	(社会教育委員の構成) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u> 教育委員会が委嘱する。							
(社会教育委員の委嘱の基準等) 第18条 <u>社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u> この場合において、 <u>社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u>	(社会教育委員の定数等) 第18条 <u>社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u>							

鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和24年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 社会教育法<u>（昭和24年法律第207号）第15条第1項</u>の規定に基づき、鳥取県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p><u>(委嘱の基準)</u></p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。</p> <p><u>(定数)</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて、教育委員会が定める。</p>	<p>第1条 社会教育法<u>第15条</u>の規定に基づき、鳥取県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 委員の任期は2年とする。<u>但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>前項の任期は教育委員会の委嘱の日から起算する。</u></p> <p>第4条 教育委員会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解職することができる。</p> <p><u>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

件名	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり法律上県の義務に属する県立学校の航海実習において発生した事故に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 神戸市 企業</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金90,863円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生日 平成25年7月12日</p> <p>イ 事故の発生場所 神戸市中央区新港町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立境港総合技術高等学校所属の職員が、公務のため海洋練習船を利用した航海実習中、岸壁接岸のため船尾端から岸壁側に向かって投げたヒービングラインが岸壁側道に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立生涯学習センター) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立生涯学習センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市源太12番地 公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 井上善弘</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 生涯学習センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立生涯学習センターの指定管理補者の選定について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市源太12番地 理事長 井上善弘

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 委託料の額

420,090,000円・・・(1) (債務負担行為額 420,090,000円)

[参考]単年度委託料の額 ((1)÷5年) 84,018,000円

4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記の1団体のみであった。審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「生涯学習センター条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記団体は指定管理者として適当であると認める。

[選定理由]

当該施設の指定管理者として、現在、適正に施設の管理運営を行っている実績があり、その経験とノウハウが今後活かされ、生涯学習の拠点施設として更なる期待ができること、収支計画も堅実であると認められることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 井上 善弘

6 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	鳥取環境大学地域イノベーション研究センター講師
山根 朋洋 (副委員長)	税理士
西山 美幸	鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局職員
船越 紀子	鳥取県連合婦人会事務局職員
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な考え方の適合性 <li style="margin-left: 20px;">〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 	必須(平等な利用が確保されないとは認められない場合は、失格)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 <li style="margin-left: 20px;">〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 	30

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の要望の把握 ・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡 	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・組織及び職員の配置等 ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 <p>〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 家庭教育推進協力企業としての協定締結〕</p>	20
5	指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。(生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策 	必須(優先的な利用が確保されないと認められる場合は、失格)
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。(生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項(生涯学習センター条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 	20

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を理解し、県立の施設であることを踏まえた対応が検討されている。 ・これまでの実績もあり、適切と考える。
2	26.4 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの管理実績を踏まえ妥当な計画となっている。 ・稼働率の悪いパソコン研修室を一般の研修室として利用できるよう整備したり、コイン式コピー機を設置するなど積極的に施設の効用を発揮する内容となっている。 ・今後は若年層の利用を増やすような取組も必要である。
3	28.0 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・より稼働率を高め、利用料収入を上げていく取組が十分ではないことや、利用者が戻ることを前提にしている等の不確定な部分はあるが妥当な範囲での見積となっている。
4	14.0 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度の賃借対照表からも正味財産等の状況等財政基盤に問題はみられない。 ・人員体制について、年齢構成等の関係で平成27年度以降に不確定な要素もあるが、概ね妥当である。 ・世代交代も含め人材育成に留意をし、働きやすい職場を心がけていただくとともに、障がい者の雇用についても今後検討をお願いしたい。
5	適	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体とのトラブルもなく信頼できる。 ・これまでの管理実績を踏まえて適切に対応される計画となっている。

6	15.6 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の普及振興を行うことを基本方針として認識しており、計画実施については、経験者もおり信頼できる。 ・企画については若干の不安要素もあるが、人材の適正な育成により、発展的に実現可能と考える。 ・今後、新しい業務を担当する職員には社会教育主事等のスキルのある者を採用すること、若い者の意見や新しい意見も取り入れながら老若男女が参画できる事業計画を行うこと、センターを利用しない者の心をつかむような取組を行うことを希望する。
合計	84.0 (100)	

(注) 点数は、委員5名の平均である。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○平日及び土曜日 9:00～21:00

○日曜日及び祝日 9:00～19:00

(県教委から指示があった場合には開館時間を臨機に対応する)

○休館日 年未年始6日間

設備点検等による施設貸出し不能日を9日程度予定

(2) 利用料金

○現行料金と同じ(一部冷暖房料金を値下げ)

○使用料金減免も現状の基準を維持(一部別途協議)

(3) サービス向上と利用促進のための取組

○とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の運営

○「とっとり県民学習ネット」によりインターネットを活用した講座・イベント情報の提供

○情報誌の発行による施設やイベント、社会教育団体の活動を積極的な紹介

○生涯学習スクール「まなび」の一層の充実や、「まなび」を中心としたグループによる学習成果の発表と交流を目的とした「まなび・ふれあい交流会」の開催

○ロビーへの生涯学習展示コーナーの設置

○生涯学習相談員による学習相談体制の確立

○団体交流室等の活用による社会教育活動を行う団体への支援

○生涯学習の振興を図るため、自主事業として「生涯学習公開講座」「ふるさと再発見生涯学習講座」「家庭教育支援講座」等の実施

(4) 経費削減のための取組

○外部の事業者への委託を複数年契約とし、原則として入札で委託先を決定。

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール) について。
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市布勢146番地の1 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの

指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

300,000,000円……（1） （債務負担行為額 302,015,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 60,000,000円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、地域との連携や障がい者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準 1	適／不適	適
選定基準 2	60	46.2
選定基準 3	20	17.6
選定基準 4	30	21.2
合 計	110	85.0

※点数は委員 5 名の平均

主な審査項目について

○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・施設の効用を発揮できる自主企画のイベントが充実しており、高く評価された。
- ・スポーツ教室に関わる指導員が障害者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者や高齢者へスポーツ導入の支援を求める。

○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・経費の効率化が図られており、高く評価された。

○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・職員の指導力のより一層の向上に関する資格取得・スキルアップの計画的な実施を求める。

○その他

- ・施設の利用促進が図られており、高く評価された。
- ・指定管理となる以前の過去の死亡事故を教訓として、安全確保の徹底に対する取組が高く評価された。
- ・新規の企画は少ないが、事業の継続性は高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：〈体育館〉午前 9 時から午後 10 時
〈プール〉午前 10 時から午後 8 時

夏季（7～9月）午前9時30分から午後9時

○休館日：〈体育館〉毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

〈プール〉毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

（2）利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、週休日及び祝日等を実施しているプールの夜間時間（午後6時以降）の個人利用の料金の引き下げを平日も実施する。

○減免基準は、現行どおりとする。

（3）利用促進のための取組

○県民体育館トレーニングルーム共通利用券を発行する。

○体育館1階ステージ及び2階ロビーをサークル活動等に開放する。

○体育館控室を会議室として利用する。

○（新規）キッズコーナー、子どもの遊び場、利用者の団らんコーナーとして芝広場を有効利用する。

○健康・体力相談コーナーの設置、健康セミナー、ニュースポーツ教室体験入学を実施する。

○意見箱の設置、アンケート調査の実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

（4）経費削減のための取組

○（新規）施設内の証明を計画的にLED化し経費削減を図る。

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営ライフル射撃場)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県営ライフル射撃場</p> <p>(2) 指定管理者 倉吉市横田440番地7 鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 ライフル射撃場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ライフル射撃協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 倉吉市横田440番地7 会長 戸田 至

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

4,775,000円……（1） （債務負担行為額 4,775,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 955,000円

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

従来からライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、今後の普及活動や後継者の必要性を自覚しており改善が期待できることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
福永 斉巳	鳥取県警察本部生活環境課 課長補佐
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	40
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (5) 管理運営実績評価	20

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	鳥取県ライフル射撃協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	50	31.8
選定基準3	40	19.2
選定基準4	20	6.8
合計	110	57.8

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・限られた予算・人員体制の中で工夫して管理運営がなされており、高く評価された。
- ・中・高校生の競技者など利用者の裾野を広げていくことを求める。
- ・ライフル競技の普及振興を図るため、新たな企画の実施を求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・特になし。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・限られた人材の中で適切な管理が計画されているが、今後、人材育成を行っていくことを求める。

○その他

- ・組織の活性化を求める。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日(現行どおり)

○開館時間：午前9時から午後8時

○休館日：毎週月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 利用料金・減免

○利用料金、減免基準は現行どおり。

(3) 利用促進のための取組

- 射撃競技を希望する者に対して、正しい知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

(4) 経費削減のための取組

- 場内の設備は、管理者による常時点検を行う。
- 管理経費節減のため、ライフル射撃協会等による草刈り、清掃、害虫駆除等を行う。

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立武道館) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立武道館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市布勢146番地の1 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 武道館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者(指名指定)

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

316,000,000円……(1) (債務負担行為額 316,855,000円)

(参考) 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 63,200,000円

4 審査委員

氏名	所属等
関 耕二 (委員長)	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代 (副委員長)	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
三村 健一	鳥取県空手道連盟 事務局長
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

5 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応	60

		(5) 武道の普及振興への理解 (6) 武道の普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	42.2
選定基準3	20	16.4
選定基準4	30	20.6
合計	110	79.2

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・各武道教室を年齢、経験別に分けるなど運営に工夫があり、高く評価された。
- ・平成21年度から毎年10万人以上の安定した利用数があり、高く評価された。
- ・武道以外についても施設の特性を生かした活用が提案されており、高く評価された。
- ・武道館としての本来の目的に配慮した上で、武道以外の利用促進についての更なる取組

を求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

・利用者の拡充が見込まれておらず、積極的な施設運営を求める。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・武道技術に関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。

○その他

・武道の普及において、関連団体と連携を図り、更なる普及活動及び質の向上を求める。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時

○休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、一般利用回数券を新たに発行する。

○減免基準は、現行どおりとする。

(3) 利用促進のための取組

○会議室、研修室を文化活動等に開放する。

○窓口開取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉体育文化会館)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立倉吉体育文化会館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市布勢146番地の1 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 倉吉体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

210,000,000円……（1） （債務負担行為額 212,630,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 42,000,000円

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示されており、スポーツの振興のみならず文化振興に対する取組や、障がい者への配慮、スポーツ・文化教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組が見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
中島 喜久江	鳥取県文化団体連合会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	52.5
選定基準3	20	18.0
選定基準4	30	24.8
合 計	110	95.3

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・施設運営の基本的な考え方はしっかりしており、対策・運営の意欲が高く評価された。
- ・県民が使いやすい施設運営に向けての配慮がなされており、高く評価された。
- ・スポーツ面と文化面、両立して振興に努めており、きめ細かい対応で今後の発展を期待できることが高く評価された。
- ・努力がうかがえ、スポーツ教室のさらなる充実が期待できることが高く評価された。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・経費の効率化が図られており、高く評価された。
- ・利用料金以外の財源確保が工夫されており、高く評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・施設の特性を踏まえた職員の配置がなされており、高く評価された。

○その他

- ・地域の核としての自覚があり、継続的に発展が期待できることが高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時

○休 館 日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○利用料金は、現行どおり。

○減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組

○障がい者、高齢者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

○ロビーに情報コーナー、相談コーナーを設け、トレーニング室をサークル活動等に開放する。

○ロビーにアートオブジェ、観葉植物の展示スペースを設け、快適な空間を演出する。

○夏季の研修室利用の少ない時期に、避暑スタディールームとして活用する。

○子育て世代がスポーツ・文化活動に参加できるよう託児付き事業に取り組む。

○パン、おにぎりの移動販売、荷物の配達サービス、タクシー・出前弁当の案内などきめ細かい利用者の利便性向上に取り組む。

○窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子産業体育館)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立米子産業体育館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市布勢146番地の1 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 米子産業体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

142,000,000円…（1）（債務負担行為額 144,815,000円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 28,400,000円

4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な実施計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興に対しても地域と連携した取組みや、障害者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	43.6
選定基準3	20	17.2
選定基準4	30	20.8
合 計	110	81.6

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・産業面での利用にも積極的に取り組む計画であり、高く評価された。
- ・夜間の事故対応等に対するスタッフの勤務体制の改善を求める。
- ・日昼は、高齢者の方の利用が多いことから、HP・新聞の他高齢者向けの広報の強化を求める。
- ・施設に関する利用者からの要望（トイレ・エレベーター）については、高齢者・障がい者の利用を考えると必要であることから引き続き県へ設置要望活動を行っていくことを求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・経費の効率化が図られており、高く評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・職員の指導力のより一層の向上に関する資格取得・スキルアップの計画的な実施を求める。

○その他

- ・過去の施設利用実績として、平成24年度に耐震改修工事があったにも関わらず、創意工夫により利用料の増が図られており、高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

- 開館時間：午前9時から午後10時（現行どおり）
- 休館日：（新規）毎週の休館日を廃止し、毎月第3水曜日、年末年始（12月29日から1月3日）のみの休館とする。

(2) 利用料金・減免

- 利用料金は、現行どおりとする。
- 減免基準は、現行どおりとする。

(3) 利用促進のための取組

- フィットネスルームと米子屋内プールの共通利用券を発行する。
- キッズルームを設置し、希望により保育サポーターを手配する。
- 体育館1階ホールをイベント等に利用する。
- 体育館周辺のグリーンベルトを一般開放する。
- 宅急便・郵便物の手配、ニュースポーツ等のルール説明などきめ細かい利用者の利便性向上に取り組む。
- 意見箱の設置、アンケート調査の実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組

- 簡単な修繕、除草、草刈り等を職員が積極的に行うことで経費削減に努める。
- 節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。
- 外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

長期継続契約の締結状況について

報告第7号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	印刷機	4台	鳥取市本町一丁目203番地4 株式会社金居商店	10,069,920	平成25年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立鳥取西 高等学校 他2 所属
2	教育環境課	物品 保守	印刷機	9台	米子市旗ヶ崎2210番地 株式会社はらぶん 米子支店	10,760,400	平成25年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立米子西 高等学校 他7 所属
3	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	30,240	平成25年6月1日 ～平成26年5月31日	鳥取県立博物館
4	博物館	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター スキャナー	1式	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	214,200	平成25年6月1日 ～平成26年5月31日	鳥取県立博物館
5	埋蔵文化財センター	物品	電話設備	1式	広島県広島市中区立町2番27号 NTTファイナンス株式会社 中四国支店	9,663	平成25年6月1日 ～平成26年5月31日	鳥取県埋蔵文化 財センター秋里 分室
6	むきばんだ史 跡公園	物品 保守	プリンター	1台	米子市阿三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	296,100	平成25年6月1日 ～平成30年5月31日	鳥取県立むきば んだ史跡公園
7	鳥取東高等学 校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	594,720	平成25年8月1日 ～平成29年7月31日	鳥取県立鳥取東 高等学校
8	鳥取商業高等 学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	655,200	平成25年7月1日 ～平成30年6月30日	鳥取県立鳥取商 業高等学校

